

第七十二回 参議院地方行政委員会會議録第十一号

昭和四十九年五月十四日(火曜日)
午前十時四十七分開会

委員の異動

補欠選任

五月九日
寺下 岩藏君
古賀 四郎君
高橋 邦雄君
永野 鎮雄君
齋藤 寿夫君
郡 祐一君

五月十日

郡 祐一君
西村 尚治君
高橋 邦雄君
安井 謙君

五月十三日

加瀬 完君
補欠選任
安永 英雄君

五月十四日

片山 正英君
齋藤 寿夫君
補欠選任
柴田 榮君
増原 恵吉君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

久保田 藤彦君
高橋 邦雄君
原 文兵衛君
占部 秀男君

柴田 榮君
柴立 芳文君
鍋島 直紹君
増原 恵吉君
藤原 房雄君
村尾 重雄君

國務大臣

自治 大臣

政府委員

自治 政務次官

消防庁 長官

消防庁 次長

事務局 側

常任委員会 専門員

伊藤 保君

町村 金五君

古屋 亨君

佐々木 喜久治君

森岡 敬君

○委員長(久保田藤彦君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

○委員(久保田藤彦君) 御異議ないと認めます。

○委員(久保田藤彦君) 御異議ないと認めます。

○委員(久保田藤彦君) 御異議ないと認めます。

○委員(久保田藤彦君) 御異議ないと認めます。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(久保田藤彦君) 消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

では、この百貨店を含めまして、大規模小売店舗というものの範囲を明確にしておきたい、こういうことでございまして、大体政令では千平方メートル以上の小売店舗を大規模店舗というふうに定めていきたいというふうに考えております。

それから「複合用途防火対象物」でございますが、これは、実はこの法律に出てまいりましたのはいわば初めてでございます。これまで複合ビルとか、いろいろ名前前で呼ばれておったわけでありまして、最近の火災の状況等から見まして、やはり複合用途防火対象物というものを明確にする必要がある、こういうことでここに掲げたわけでございまして、そこで、この複合用途防火対象物も、たとえば私どもが通常ターミナルビル等で見られますような、店舗、飲食店を含むような複合用途防火対象物もございまして、あるいは事務所を中心としたような複合用途防火対象物もございまして、やはり不特定多数の人が常時出入りするような内容の用途に使われております複合用途ビルというものと、ある程度特定の人が入りをする、利用をする複合用途防火対象物と、こう二つに分けていきたい。それで、片一方の不特定多数の人が出入りするような複合用途防火対象物につきましては規制を厳格にしていきたい、こういうことで、政令では、用途の内容によりまして二つに分けて規定をしていきたいというふうに考えております。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○占部秀男君 次に、防火管理者はいま全国でどのくらい届け出た者があるんですか。また、その中で問題の、たとえば防火管理者の業務上の過失あるいは防火計画の不備その他また現実に問題が起こった問題、そういうような中で、責任問題が起こっているものがあるかないか、あるとすれば一年間にどのくらいあるか、その点をわかっていただら— わからないういすよ。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在、不特定多数の人が出入りをしあるいは勤務をする、こういう防火対象物の数が百二十七万ございます。そういう意味で、大なり小なりこの防火管理者の防火管理の内容というものに差はございますけれども、防火管理者というものはこうした防火対象物につきまして置かなければならない、こういうことになっておるわけでございます。

それから、防火管理者の責任問題というものが、出ました事例は、実は昨年の大洋デパートの火災がその例でございますけれども……。

○占部秀男君　具体的はいいですよ。数がどのくらいあるか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在、数がどのくらいあるかという点は明確な調べはございませんけれども、おそらく明確に責任問題が出てまいりますものは、年間数件であろうというふうに考えております。

○占部秀男君というのは、この四項で、今度その管理者の業務が「法令の規定又は同項の消防計画に従つて行われていないと認める場合には、つまり、「必要な措置を講ずべきことを命ずることができる」ということになるわけですね。そこで、私は今回のこの改正は一応これでわかるのですけれども、もっと一歩を進めて、防火管理者のこうしたような状態の場合には、消防署長なり何なりの権限を強化して、「命じなければならぬ」というふうにはつきりさせて、同時に消防署長その他の責任も明確にさせる。つまり、防火管理者の責任も、またこれを取り締まるというか、行政指導するとか、指導する政府側のほうの責任も明確にする必要があるのじゃないか。というのはいま大洋デパートの話が出たけれども、相当大きな被害を生んでおるといことが一つと、それからもう一つ、今回のこの改正の中に、十六条の三では、「応急の措置」というものを管理者等に義務づけておけるわけですね。さらにまた、十四条の三では、定期的に保安検査することを義務づけておける。こういうような非常に重大な義務づける行な

われているのであるから、したがって、そういうよ
うなことに従わないようなものについては、この
署長なり消防長なりの権限を強化していかなけれ
ばならないというふうに私は考えるのですけれど
も、この点はどういうふうに考えておられますか。
○政府委員(佐々木喜久治君) 御承知のとおり、
消防の事務というものは市町村の固有の事務であ
るというふうに考えられております。したがいま

して、消防に關しましては、各市町村が火災予防条例というような条例規定をもちまして、ある程度の住民に対する火災予防のため必要な措置を、

条例の規定をもつて命じておるといふ例が通常でありますけれども、さらにそれ以上に、たとえ一部の人でありまして、相当な強制的な権限というものを規定いたします場合には、やはり法律の規定をもつてその事務について強制する権限というものを与えておかなければならない。その根拠を明らかに法律で定めなければならぬ。こういう

う立場に立ちまして、この八条の四項の規定は、そうした措置命令権というものを消防長または消防署長に付与をしたということでこの規定を設けておるわけでございます。したがって、これは、権限が、こういう命令権限がある、付与したという規定でございます。国の立場で市町村の事務についてどうしてもこれをやってもらわなければならぬというような場合におきましては、非常に限定された例になると思いますけれども、「一」なければならぬ」というようなことになるかと思ひますけれども、通常、権限付与の規定というのは、このような立法の形態が通例であるうといふふうに考えます。したがって、こうした権限が付与されております以上は、市町村におきまして、消防長、消防署長というものは、こういう事案が出ました場合には当然措置命令をすべきであるといふふうに考えて、そういう考え方のもとに運用すべきものであらうといふふうに考えるわけでございます。

○占部秀男君　わかりました。

それから、何といひますが、移送取り扱い所に

ついでに市町村長の危険発生を予想した場合の扱
い方の問題ですが、十二条の四に、市町村長は
「都道府県知事又は自治大臣の許可に係る移送取
扱所の」云々について「災害が発生するおそれがある」と認めるときは、当該知事等に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。」と、こういうことになっているのですね。これはほんと、おかしいと思うので、もし災害が発生するお

それがあつたという場合には、それぞれ市町村の区域内でそういう問題が起こるわけですから、特に災害が発生をするという緊急な事態も考

えられるので、また、市町村の消防関係は、あなたの言われておるように固有事務でもあるし、この場合には、知事に要請はせずとも、市町村長の権限でこれができるようにストレートにしたらどうかと思うのですけれども、どういうわけで知事に要請をして一つのクッションを置いたか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(佐々木喜久治君) この第十二条の四の規定に該当いたします移送取り扱い所は、二以上の市町村にまたがりますいわゆるパイプラインの関する規定でございます。したがって、そうした二以上の市町村にまたがります施設につきましては、知事または自治大臣がその許可をする。したがって、その許可にあたりまして、その移送取り扱い所の内容等につきましては十分承知をして許可をしていくことになるわけでありまして、そうした許可権限といわばその施設の内容について十分知っておる知事または大臣に対して必要な措置を要請するという形をとったわけでありまして、これは許可権限との関係でございます。もちろん、十二条の四は、いはば災害防止のための事前の措置でございますので、許可にあたりましては、知事あるいは自治大臣が地元の市町村長と十分協議をしてこれは設置を許可することになると思えますけれども、さらに市町村長としましては、当該市町村の關係について必要な措置を要請をしていくということをここに規定をしたわけでありまして、移送取り扱

い所は、最初のいわば石油タンクからそれを受け入れるタンクに至るまでの一連の施設でございますので、やはり知事なり自治大臣が、その全体の危険物施設としてとらえて、その防災に關して必要な措置を講ずるのが適當であらうというふうに考えたわけでございます。

○占部秀男君　どうもそこところが解せないんですが、許可事項の関連と、実際に災害が発生する

というその問題とは、私はまるきり別じやないか
 と思うんですよ。災害が発生するおそれのある場
 合というんですから、そういうときには、そのお

それに対する予防的な措置というものは、当該市町村長——かりに二つの市町村にまたがる場合でも、市町村長にまかせるだけの権限というか、それを与えるのが、私は予防をスムーズにさせるものとじゃないかと思うんですが、そういう点については考えてみなかったんですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) こうしたいわば長

さを持つております危険物施設の場合におきましては、その市町村の災害防止のために、他の市町村にありますが部分についてもいろいろ措置をしなければならぬ場合も出てくるわけでございます。そういう意味におきまして、やはり、その危険物施設を全体として判断ができる知事または自治大臣に要請をするというのが、いわばこれが、災害発生時の問題ではございませんで事前の措置になるわけでございますから、そのほうがむしろ適当な措置がとれるのではないだろうか、こういう考え方であります。

○占部秀男君　それから緊急時の措置の中で、特に十六条の三で、危険物が流出した、その他事故が発生した、危険の場合には応急の措置を講じなければならぬというように、管理者には相当はつきりした義務規定を置いているわけです。そこで、これは私はいいと思うんですけれども、義務づけた以上は、応急の措置について、管理者に、訓練なり学習なり、そういうような点をささなきやらぬと思うんですよ。これがなければ、いまの大洋デパートじゃないけど、いろんな実例

それとともに、大抵新しいものに建てかえ得ないでもとのままでできているという、こういう建築物は、およそ中小企業、そういう方々が多いんじゃないかと思うのでありますけれども、こういう方々に対しての融資ですか、こういう面を見てあげませんと、当然、法だけで規定いたしましたとしても実行不可能——先ほど長官のお話で、いろいろ具体的な問題については話し合うということでありまして、その話し合いの——施設についての話し合いとともに、こういう経済情勢の中にあるわけでありまして、十分な配慮があつてしかるべきだと思つたのであります、こういう点についてはどのようなお考えで、今日まで話し合いが進んでおれば進んでおる、これからどうしようというんだつたらどうしようと考えているのか、そういう点についてお伺いしておきたいんですが。

○政府委員(佐々木喜久治君) 今回の消防法の改正におきまして、既存の防火対象物に適及適用をしていくという消防設備でございまして、けれども、この既存の防火対象物を二つのグループに分けておるわけでございまして。一つのグループは、百貨店、地下街、複合用途防火対象物、この三つのものにつきましては三年以内にスプリンクラー設備を取りつけるということになっております。それから、その他の病院でありますとか、旅館、ホテル等につきましては五年間ということにいたしております。この理由は、百貨店、地下街、複合用途ビルというものは不特定多数の人が常時出入りをしていて、非常に人の出入りが多い、それからまた可燃物が非常に多量にあるというように、特にまた、複合用途防火対象物につきましては、防火管理の権限が分散をされておるといふようなことで、その危険度が非常に高い、そういう意味で、緊急に消防設備を設置してもらいたい、こういうような考え方でございまして。それから病院とか旅館というものは、これはどちらかといえますと不特定の人でありますけれども、ある程度の定員がございまして、それほど多数の人が出入りしているという状態ではござい

せん。それからもう一つは、二十四時間使われておるといふことのために、このスプリンクラー設備をつけます場合には、どうしても壁、天井あるいは床というものについて改造を行なわなければならない。そういったことも、常時使用されております場合には、どうしてもその準備期間というものがあつては設置するための計画というものが要るであらうし、また、工事期間がどうしてもそれに伴つて長くなるおそれがある。こういうようなことから三年のグループと五年のグループに分けたと、こういうことでございまして。

それから、今回の改正によりましてスプリンクラー設備を設置しなければならぬ建物の総数は六百六十一でございまして。現在の調査では六百六十一でございまして。その面積は五百三十四万平方メートルというところでございまして。

それで、スプリンクラー設備が一体どのくらい金がかかるかということになりますと、大体標準的に申しますと、一平方メートル当たり一万円というものが標準的な工事費でございまして。したがって、五百三十四万平方メートルでありますから、スプリンクラーの工事費は、これをかけますと五百三十四億金がかかる、こういうことになるわけでございまして。ただ、政令で具体的な工事のしかた等につきましては規定をしていくわけでありまして、特に病院でありますとか、旅館、ホテル等におきましては、防火区画の設置のしかたあるいは内装物につきまして不燃性の資材を使うとかいうようなことで、必ずしもスプリンクラー設備を設置する必要がある部分も出てまいりますので、そういうようなものを考えてみますと、いふと、大体現在時価で三百四、五十億の金が必要という形になるのではないだろうか、こういうことを考えております。

す。それから旅館、ホテル等でございますが、旅館、ホテル等が二百二十四、面積的には百五十二万平方メートル、こういうような状況でござい

ます。もちろん、この中には中小企業というものもあるかと思ひますけれども、現在こうしたものに対する融資制度としましては、旅館、ホテル等に対しては、これは飲食店も含めまして、環境衛生金融公庫というものがございまして。それから病院等につきましては医療金融公庫、それから中小企業一般につきましては中小企業金融公庫、あるいは国民金融公庫というようなものが、すでにこうした消防設備につきましても融資をこれまで実施をいたしております。特別な安い金利を設定いたしまして、特利をもちまして融資を実施いたしておりますが、今回の改正によりまして、さらに百貨店等もふえてまいりますし、あるいは複合用途ビルも対象になってまいりますので、開業銀行からの融資もことしから特利で実施をするということになってまいつておりますので、大体、ただいまの総体として三百四、五十億程度の金を三年ないし五年間というところで投資をしていくということになりますと、これらの現在定められております融資枠の中で十分対処し得るというふうに考えられますので、具体的に、各地方団体の消防機関と防火対象物の管理責任者との話し合いによりまして、それぞれ具体的に計画を立てて消防設備を設置していくことを、これから指導してまいりたいというふうに思つております。

○藤原房雄君 中小企業に対しては、通産省ですか、これからいろいろ各省との話し合い、また具体的な問題についての討議もなされるのでありましようが、こういう異常な経済状況の中にあるわけでございまして、だからといって、こういう施設ができて、また大きな惨事を起こすようなことがあつてはなりません。相当努力をし、話し合いを進め、一日も早くこの施設が充足されるように願うのであります。

それとともに、先日、地方交付税法の改正のときに、附則のところで、消防施設強化促進法の一部改正ですか、この問題がちょっと出ておつたわけでありまして、これは、昭和四十九年度から昭和五十三年度までの各年度に限り、人口が急増している地域として政令で定めるところにより自治大臣が指定する地域内に設置され又は配置される消防施設で政令で定めるものに係る第四第一項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは「二分の一」とする。という、人口急増地域については三分の一から二分の一ということ、これはまあ当然過ぎるほど当然のことだらうと思ひます。しかし、この災害——先ほど長官の話にもありましたように、こういう大きな惨事が起きてから、にわかにはいふことが討議されて、反省され、そして対策が講じられるということでありまして、どうしても後手後手に回らなければならないわけでありまして、何といたしてもお金のかかることでありますから、こういう措置が必要になることと申すのであります。人口急増地域についても配慮をしなければならぬのじゃないか。どうしてもこういう物的な面につきましても整備につきましては、これは緊急を要することは当然のことではあります、必ずそれに対して金がついて回ること、なかなか充足率というものが満たされないという問題も出てくるわけでありまして、人口急増地域については、これはもう緊急を要することだと思ひます。それとともにやはり過疎地域についても配慮をする、こういう考え方も必要だということを私は痛感するわけであります。消防施設強化促進法の一部改正の問題と、過疎地域についての配慮のあり方、この間のことについてちょっと説明をいたしたいと思ふのであります。

○政府委員(佐々木喜久治君) 消防施設強化促進法のいわば原則的な補助率は三分の一ということになっております。今回、人口急増地域につきましては、その原則三分の一に対しては、二分の

一ということにいたしましたわけでございます。そのほか、他の立法措置によりまして、実は消防施設に対しての補助率が引き上げられていたものがすでにあるわけでございまして、いわゆる過疎法に基づきましての過疎市町村、それから離島振興法等の規定に基づきましての離島の地域、それから同和対策法に基づきましての同和地域、それから沖縄県、あるいは新東京国際空港周辺の市町村、それから防衛施設周辺地域と、これらのものにつきましては、それぞれの立法措置によりまして、現在三分の二の補助率が、いわば消防施設強化促進法の例外措置として規定をされ、適用をされております。今回、人口急増地域につきましては、特別な法律がないものでございまして、この消防施設強化促進法の一部改正という形で、二分の一の特例率を設けたということでございます。

○藤原房雄君 次は、病院がやっぱり多いわけですが、特に自治体病院、これはただいま問題になった赤字の自治体病院がたくさん——たくさんというかほとんどで、財政的な問題についていまいろい議論されておるところであります。赤字をかかえた自治体病院に対して、地方自治体では、今度の法改正がありまして、それに対して対処しなければならぬわけでありまして、けれども、この消防用施設の資金について相当な配慮がなければならぬわけじゃないかと思っておりますが、この問題についてはどのようになっておりますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 先ほど申し上げました対象病院百三十二の中の相当部分というものは、国立病院、公立病院であらうというふうに考えております。御承知のとおり、公立病院はただいま非常な赤字をかかえておられるわけでありまして、やはり必要な防災の施設というものはしなくてはならぬわけですね。それから、これは財政当局のほうとも十分打ち合わせをいたしまして、必要な資金につきましては、現在の病院債の中で優先的に措置をしていく、こういう

うことでやってまいりたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 まあ考え方はわかりましたが、ひとつ強力に——病院の火災なんというのは非常に悲惨なものでありますから、お話し合いをしてきめて、一日も早く推進していただきたいと思っております。

どうしても財政的な問題が多くなるわけですが、さっき大体二、三問問題を申し上げましたが、いずれにしても、この民間につきましても、また公的なものにつきましても、今度の改正によりまして相当な、合計しまして三百億、四百億というお金がかかるわけでありまして、その点についてはひとつ十分な御配慮をいただいて、今回の法改正が大きな効果をもちますという、こういうことでひとつ長官ががんばっていただきたいと思っております。

ちよっと話は変わりますが、コンビナートの防災について、デパートとかそれからビル等の火災対策、こういうものはもちろんのことでありまして、けれども、コンビナートの防災について、企業側の責任といえますか、これを明確にさせなければならぬと、最近コンビナート等においても、この責任問題が起きておりますけれども、この責任体制という問題については現在どうなっておりますか。また現在、何かお考えがございましたらひとつお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

○政府委員(佐々木喜久治君) まあ、この石油コンビナートのいわゆるコンビナートというものはどういふものかという点につきまして、若干考え方に差があるかと思っておりますけれども、コンビナートを比較的に広くとりまして、現在二十八都道府県において六十の石油コンビナート地帯があるというふうに算定をいたしておりますが、これらの石油コンビナート地帯の防災体制の強化という点につきましては、実は昭和四十五年以来、石油コンビナート地帯防災対策要綱に基づきまして、関係の地方団体、それから企業、それから海上保安官署というものが、それぞれ地元におきま

して三者の協議会を構成をして、相互協力を行なう、あるいは計画の整備あるいは資機材の備蓄というふうなことをやっておるわけです。しかし、昨年の秋ごろ、石油コンビナート地帯におきまして、爆発火災事故というものが頻発をいたしました。こうしたいままでの防災計画というもののついてはやはり見直しをしなければならぬという感じが要請されるようなことが出てきたわけでありまして、それに伴いまして、昨年は消防審議会におきまして、当面措置すべき石油コンビナート地帯の防災対策に関する意見というものが出されました。消防庁といたしまして、この石油コンビナート地帯についての防災対策を見直すという意味におきましての作業をいま始めておるわけでございます。別途、通産省におきましては、それぞれこの石油コンビナート地帯における、いわば内部の設備、機械等につきましての見直しというところを、昨年暮れから実施をいたしておりますけれども、消防庁といたしましては、いわば地域の防災危険度というところで、そのコンビナートの設備、機械というものと、それから地域の住民との関係において、その地域の災害危険度をどう測定をしていくか、そしてまたそれに対応して総合的な防災計画をどう立てるべきかという点を見直していきたい、こういうことで、本年度、石油コンビナートの防災診断を実施をしていったらどうか、こういうことをいま考えておるに発足をさせまして、本年夏ごろから秋口にかけて、具体的な防災診断の作業を行なうための準備委員会といたしまして、準備の意見交換会をいまやっているとございまして、そういう意味におきまして、その地域社会との関係における石油コンビナート地帯の防災計画というものをもう一ぺんこれをくり直していこうと、こういうことを考えておるわけでございます。

なおまた、企業側に対しては、やはり設備の安全操作のための技術者の配置という点について、十分この人的な面の充実を要請するところと

に、自衛消防力なりそれからまた安全設備なりというものについて再点検をするように要請をいたしておるわけでありまして、また別途、消防機関におきましても、そうした石油コンビナート自体の安全点検を行ない得るような技術者の養成ということは当然必要でございますし、現在、そういう技術者を逐次充実をしようという段階でございます。いわばコンビナート地帯の防災対策というものは、総合的に実施をいたさなければならぬという面を持っておりますので、私どもも地元市町村とも十分協議をいたしまして、こうした防災対策について万全の見直しを行なう措置をまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 それから、いつも問題になるんですけど、この予防査察ですね、まあさっきもちよっとお話あったかと思うんですが、去年一年間、この予防査察をなさった結果等出ておりますかね。去年、おとし——まあこれは非常に大事なことでございます。予防査察がこれ十分にされること、また大きな悲劇を防ぐ一つの大きな問題になるかと思うのであります。まあ、去年のデータがあれば、去年なさったその予防査察の中で、どういう問題がその中で提起されたかという、こんなことを、もしおわかりになりましたらお伺いしたいと思っておりますけれども。

○政府委員(佐々木喜久治君) 予防査察につきましては、市町村の消防機関におきまして、その防火対象物の危険度等に応じまして、年間二回あるいは三回、ものによりましては一回というふうなことで、計画を定めて予防査察を実施いたしておりますけれども、その査察の結果がどういふふうであったのかという点につきまして、全体の予防査察の結果の集計は特にしておらないのでございまして、たとえばこの事例として申し上げますと、昨年の百貨店に対する予防査察というものを一斉に行なわせまして、その結果を報告を求め

ております。

この事例だけについて申し上げますと、百貨店の予

防査察の対象になりましたものが九百十二件、そのうち、たとえば防火施設といたしまして避難階段というものをみますと、避難階段の施設がついていないかという点を見ますと、ほとんどのものは避難階段はついておるといふことになりすけれども、この約九百件の中でまだ違反のものが九件ある。あるいはまた、この既存不適格のために四十四件というものはついておらない。これは別途、建築基準法の改正によりまして、今後これはつけないという形になるわけでありすけれども、やはり若干のものには違反のまま放置されているものがあるというような事例がございます。

それから、たとえばスプリングラーの設備につきましても、九百十二件の中で三十八件という違反が指摘されておるわけでありす。

それから、火災報知機につきましても、自動火災報知機が四十七件違反であるというような報告が届いております。それからまた、こういう施設がついておるといふ点も、たとえば自動火災報知機の電源がつかないとかどうか、あるいはまた予備電源が不足していないかどうかという、この維持管理の面を見ますという、維持管理について非常に不適当である、いわば非常事態において作動しないという状況にあるものが百四十五件見つかっております。これは、せっかくこうしたものをつけておられますから、つけていないと同じような状況である。こういうようなことで、それぞれこうした予防査察の結果につきましても、その後どういう措置をとったかという点につきましても、これは簡もなく報告が来ることになっておりますが、その結果によりまして、また必要な指導をしていきたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 いま長官の報告聞きまして、ほんとうに背筋の寒くなるような思い——階段のことにいたしましたけれども、またスプリングラーにいたしましたけれども、ついでないところがあり、そしてまた、

ついでいても実際に作動しないものもあるという。これは過去の大きな災害のときにも、やはり施設があっても十分な動きをしなかったというところもしばしばあったわけでございます。まあ、こういう問題、せっかく具体的なそういう実例をつかんでおるわけでありすから、ひとつ強力に、大惨事の二度と起きないように措置をしていただきたい、こう思います。

まあ時間もありませんので、最後に、過日静岡県の伊豆半島沖で地震がございましたが、多くの死傷者を出しました。これも同時に火災が発生いたしまして、よいい惨事を大きくしたのではないかと、この伊豆半島沖の地震、マグニチュード六・八と、こう言われておりますけれども、この問題で特に防災対策についてはどうなっておったか、もし報告が来ておりましたら、その間のことについてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐々木喜久治君) 先般の伊豆半島沖の地震におきまして、防災対策がどういう状況にあったかという点は、まだ十分な調査報告がまいておりませんので、具体的な対策状況がわかっておりませんけれども、全体的に見ますならば、この地震におきまして非常に被害が出ましたのは、いわば山くずれによる被害というものが死傷者を出す原因になったというところでございす。この山くずれの問題につきましては、急傾斜地のいわゆる法律がございすけれども、その地域指定は行なわれておったようございすけれども、その危険度はBランクというところで、具体的な工事がまだ行なわれる地域になっておらなかった、こういう点に一つ問題があったような感じがいたします。

それから家屋の損壊の状況は、非常に局地的な直下型地震でありました関係から、比較的家屋の損壊が多かったということが言えると思ひます。そしてまた、家屋の半壊というようなことで報告されておりますものも、現地へ行って見た者から報告を受けましたという、全部建て直さなければ

使えない状況にあるというようなことで、家屋の被害が比較的多かったということが言えると思ひます。

そのほか、道路の損壊あるいはがけくずれというような箇所が相当数ございまして、この防災対策というものが、こういう地震を想定してつくられておったかどうかという点になりますと、きわめて現在の状況から判断いたしまして問題があるような感じがいたしております。

○委員長(久保田藤彦君) 速記をちょっととめてください。

○委員長(久保田藤彦君) 速記を起こして。

○藤原房雄君 むずかしいことじゃないんですけれども、これは、いまお聞きしましたのは、静岡県伊豆半島の地震でこういう惨事が起きたというところですが、これがもし東京都のような大きな人口の密集した地域で起きたらどういうことになるかというところですが、これはまあ山くずれとか、こういう条件はいろいろありますけれども、しかし、大都市では、地下街とかなんか、ああいう伊豆半島にはないまた別な要件もございすし、また高層住宅がたぐくさん建てておりますし、これもいつも当委員会でも論議されておることですけれども、こういう東京都のような大きな都市について、いまいろいろなことが言われているわけですから、いま一たび大きな地震があったら、相当な死傷者を出し、被害を受けるだろう。そのためにいろいろな会議または防災対策が考えられているようでありすけれども、そういうようなことについて、現在どういう機関でどんなことが話し合われているかというところだけについてです。

○政府委員(佐々木喜久治君) 地震対策につきましては、御指摘のとおり、確かに大都市地域におきまして地震が発生いたしました場合には、今回の地震のような被害にとどまるというところはとうていこれは考えられないわけございまして、特に私もこのようにした地震対策を、人口の過密になつております東京の地域、大阪の地域、それから名

古屋の地域というものを中心にして、具体的な防災計画というものをつくつてもらつておるわけでございます。ただ、この防災の地震対策というものをみますと、やはり総合的な防災計画というものを立てられませんかという、消防の面だけで処理するという範囲はきわめて限定される問題になるわけございまして、やはり防災対策の基本は都市計画にあるだろうというふうに考えております。

消防が担当いたします面は、地震に際しましていかに火災の発生を抑えていくか、そしてまたその火災の延焼をいかにして最小限に食い止めるかということ、それから住民の避難をいかに迅速に安全に避難態勢をとらせるか、これがまあ消防の担当する分野であるというふうに考えております。したがって、本年度の消防庁の予算におきましても、必要な地震対策の経費を、前年に比べますという数倍増額いたしまして、対策を講ずることについておるわけでございますけれども、こうした対策というものは、もちろん中央には中央防災会議というものがございすけれども、具体的なことは、各府県におきましてそれぞれ地方の防災会議におきまして具体的な計画を策定をし、実施をしてもらう、こういうことになっておるわけでございます。この防災会議には、単に地方の府県市町村の機関のみならず、中央関係の出先機関というものも参加していただきまして、具体的な計画を策定し、必要な事業を実施をするという形になっておるわけでございます。

○委員長(久保田藤彦君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、斎藤孝夫君が委員を辞任され、その補欠として増原恵吉君が選任されました。

○委員長(久保田藤彦君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（久保田藤麿君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（久保田藤麿君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

消防法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（久保田藤麿君） 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（久保田藤麿君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

昭和四十九年五月二十八日印刷

昭和四十九年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局